

主治医様

り患証明兼登校許可証記入のご依頼

学校で予防するべき感染症り患時は出席停止となるため、下記の書類をご記入いただきますようお願いいたします。学校で予防するべき感染症については、右面をご参照ください。

京都文教中学高等学校  
学校長 石橋 克彦

り患証明兼登校許可証

京都文教中学高等学校

中学・高校        年        組        番

氏名                         

上記のものは、学校で予防するべき感染症

(感染症名)                          に り患し

他生徒への感染予防のため

年        月        日～ 年        月        日迄

学校を欠席する必要がありましたが、他生徒に感染させる恐れがなくなり、

年        月        日より登校可能となりましたので通知いたします。

年        月        日

医療機関名

医師名                          印

学校で予防するべき感染症

1.

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*

2.

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

\*その他の感染症（第三種の感染症として取り扱う場合もある）

次に示した感染症の一例は、学校でしばしば流行するものの一部を例示したもので、必ず出席停止を行うべきというものではありません。受診した際に他の生徒への感染予防のため欠席を勧められた場合は「り患証明兼登校許可証」を医師に記入してもらってきてください。

その他の感染症の一例

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、疥癬